

平成30年4月1日より 入院診療費の計算方法が変わります

当院は平成30年4月1日より**DPC対象病院**となります。（一般病棟に入院される患者様が対象）
これにより平成30年4月1日以降に入院される患者様の入院診療費の計算方法が、従来の「出来高払い方式」から「DPC計算方式（包括評価+出来高評価）」へ変更となります。
なお、外来診療費の計算方法は従来通りとなります。

DPC（診断群分類に基づく包括評価）制度とは

患者様の傷病名や手術、処置等の治療内容に応じて分類された「診断群分類」に基づき、1日当たりの定額診療費と出来高部分（手術、麻酔、リハビリなど）を合算して入院診療費を計算する制度です。
DPC制度では、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患に対して1日当たりの定額点数が定められています。

DPCでの計算式

入院診療費 = 診断群分類毎の1日当たり点数×入院日数×医療機関別係数+出来高診療費+食事代+自費分

DPC制度のイメージ図

3月31日まで

4月1日から

出来高払い方式

入院基本料
投薬料・注射料
画像診断料
処置料
検査料

包括評価方式
へ移行

DPC（包括評価方式）

- 病名・症状に基づく
1日当たりの定額点数
• 入院基本料（一部加算を除く）
• 投薬料（退院時処方を除く）
• 注射料
• 画像診断料（一部を除く）
• 処置料（一部を除く）
• 検査料（一部を除く）
などが含まれます

×
入院日数

+

手術料・麻酔料
リハビリテーション料
処置料
内視鏡検査料 など

今までと同じ
出来高払い方式

手術料・麻酔料
リハビリテーション料
処置料（1,000点以上）
内視鏡検査料 など

+

食事療養費・室料差額・自費分

食事療養費・室料差額・自費分

↓
入院診療費

↓
入院診療費

入院診療費の算定方法が変更になっても、今までの医療サービスや各種健康保険の取扱いにつきましては変更ありません。

その他、不明な点がありましたら、医事係または病棟スタッフまでお気軽にお問い合わせください。

●DPCに関するQ&A

Q1：全ての患者様がこのDPC制度の対象となるのですか？

A1：基本的に一般病棟に入院される全ての患者様が対象となりますが、次の場合を除きます。

- ・2階病棟入院の患者様
- ・4階南病棟入院の患者様（地域包括ケア病棟入院料を算定する患者様のみ）
- ・労働者災害、公務災害、交通事故（保険証使用除く）、正常分娩、自費診療の患者様
- ・入院24時間以内に死亡した患者様、生後7日以内の新生児の死亡
- ・その他、厚生労働大臣が定める者（高額薬剤を使用した患者様等）など

※平成30年4月1日以降に入院された患者様が対象となります。平成30年3月31日以前に入院されている患者様は、平成30年5月31日までは従来の「出来高払い方式」で計算し、平成30年6月1日から対象となります。

Q2：今までの診療内容と何か変わりますか？

A2：入院中の治療として必要と判断される医療行為は従来通り行っていますが、入院して行う必要のない検査や医療行為は、入院前もしくは退院後に外来で実施することがあります。

Q3：DPC制度になると診療費は高くなりますか、安くなりますか？

A3：患者様の病名と診療内容によって1日当たりの診療点数が決まります。従来の出来高払い方式と比べて、高くなることもあります、安くなることもあります。

また、入院日数によっても、1日当たりの診療点数が変わる仕組みになっています。

Q4：入院中に病名や診療科、治療内容が変更になった場合はどうなりますか？

A4：DPCでは、1入院に対して1病名「最も医療資源を投入した病名」というのが基本的な考え方です。入院中の症状経過や治療内容によって病名が変更になった場合は、入院初日に遡って診療費の計算をやり直します。

月をまたがって入院された場合には、既にお支払いただいた前月までの診療費について、当月または退院時に過不足を調整いたしますので、予めご了承ください。

Q5：診療費の支払い方法はどう変わりますか？

A5：診療費の一部負担金や食事代、個室料金等は従来通り変更ありません。

また、特定疾患等（公費）をお持ちの患者様は、病名が入院の主たる治療目的である場合は、DPC制度になっても公費適用となります。

Q6：高額療養費の取扱いはどうなりますか？

A6：高額療養費の取扱いは従来通り変更ありません。今まで通り、限度額適用認定証をお持ちの方は入院受付窓口にご提示ください。

その他、ご不明な点がありましたら、医事係または病棟スタッフまでお気軽にお問い合わせください。